

議案第10号

関市税条例の一部改正について

関市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月21日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市税条例の一部を改正する条例

関市税条例（昭和25年関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加え、同条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に改める。

第72条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第72条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の関市税条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の関市税条例第5条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。